

令和2年度 『一般財団法人倉掛奨学会奨学金』のお知らせ

一般財団法人倉掛奨学会では、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難である高校生等に対して、奨学金の貸与事業を行っています。

一方、貸与ですので高校等を卒業後は返還が始まります。この返還金が次の世代の奨学金となります。生徒と保護者が返還のこともきちんと話し合われた上で、申込みをお願いします。

奨学金の種類

○奨学金（無利子）

授業料や校納金など日常的な学費に充てるために貸与するものです。

貸与予定時期：年2回（6月下旬、10月下旬）

○貸与月額と貸与期間

貸与月額は次のとおりです。

(1) 高等学校・高等専門学校 月額 20,000 円

(2) 専門学校 月額 30,000 円

(3) 大学・短期大学 月額 50,000 円

貸与期間は、令和2年4月から卒業するまでの標準修業期間です。

○採用予定人数 若干名

奨学生の採用は、その年度の予算の範囲内で行います。

申込要件

○町内に居住する者の子女であること。

○修学意欲が十分であり、かつ、経済的な理由のため修学することが困難な者であること。

○独立行政法人日本学生支援機構法、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）及び世帯更生資金貸付制度要綱（更生事務次官通達昭和36年厚生省発社142号）による学資の貸与を受けていない者であること。

申込方法

○申請書類に必要事項を記入・押印し、筑前町教育委員会教育課へ提出して下さい。

申請書類は教育課窓口でお渡しします。

○申請締切 令和2年3月31日（火）

（裏面へ続きます）

返還

奨学金を借り終えた後は、必ず返還しなければなりません。

先輩からの返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

○返還の開始時期と返還期間

貸与終了後6か月が経過した後、口座振替により返還が始まります。返還期間は10年間です。

なお、返還方法は月賦、半年賦または年賦もしくは一括返還及び繰り上げ返還のいずれかとなります。

○返還の督促と法的措置

返還滞納者に対しては、文書や電話による督促を行い、その後に連絡がない場合には、法的措置を検討する可能性があります。

以上のような督促を受けることなく、返還の意義及び重要性を認識して、滞りなく返還を履行されますようお願いします。

<問合せ先>

〒838-0816 筑前町新町450番地

筑前町教育委員会 教育課学校教育係

TEL 0946-22-3385

FAX 0946-22-2879